

事業方法書新旧対照表

| 現行 | 改定案 | 改定理由等 |
|---|--|---|
| <p>第 7 条（保険契約締結の手續） 1～4 （略） 5 承諾証には組合の理事が記名なつ印し、かつ、組合印を押印する。 6 （略）</p> | <p>第 7 条（保険契約締結の手續） 1～4 （略） 5 承諾証には組合の代表理事が記名なつ印し、かつ、組合印を押印する。 6 （略）</p> | <p>文言の整理。保険法第 6 条第 2 項と文言を合わせる。</p> |
| <p>第 11 条（保険料の払戻） 組合は、次に掲げる場合には、その期間に対応する保険料のうち保険契約規定に規定する額を払い戻す。 (1) 加入船舶が積荷を積載しない状態で同一安全港に引続き 30 日以上（開始の日から終了の日までの日数から 1 日を控除した日数）停泊し休航したとき。 (2) （略）</p> | <p>第 11 条（保険料の払戻） 組合は、次に掲げる場合には、その期間に対応する保険料のうち保険契約規定に規定する額を払い戻す。 (1) 加入船舶が積荷を積載しない状態で同一の安全な港又は場所に引続き 30 日以上（開始の日から終了の日までの日数から 1 日を控除した日数）停泊し休航したとき。 (2) （略）</p> | <p>休航の条件となる停泊場所を従来の「同一安全港」に限定せず、港以外の安全な場所も含むこととする。</p> |
| <p>第 12 条（加入申込書及び保険証券） 1 加入申込書、保険契約申込書、加入承諾証及び保険契約承諾証（英文を含む。）には、次の事項を記載する。 (1)・(2)（略） (3) 加入承諾証 イ～ヌ （略） (4) 保険契約承諾証 前号イからリまでの事項 2 （略）</p> | <p>第 12 条（加入申込書及び保険証券） 1 加入申込書、保険契約申込書、加入承諾証及び保険契約承諾証（英文を含む。）には、次の事項を記載又は記録する。<u>加入承諾証及び保険契約承諾証（英文を含む。）は、組合員の選択により、書面又は電磁的方法で発行する。</u> (1)・(2)（略） (3) 加入承諾証 イ～ヌ （略） <u>ただし、ハ及びトの事項は組合員より記載又は記録を要しない旨の請求があった場合には、加入承諾証に記載又は記録しないことができる。</u> (4) 保険契約承諾証 前号イからリまでの事項 <u>ただし、ハ及びトの事項は組合員より記載又は記録を要しない旨の請求があった場合には、保険契約承諾証に記載又は記録しないことができる。</u> 2 （略）</p> | <p>加入承諾証及び保険契約承諾証を、組合員の選択により、書面又は電磁的方法のいずれでも発行できる様にする。また、組合員から請求があった場合には、加入承諾証及び保険契約承諾証の記載事項の一部を記載又は記録をしないことができる様にする。</p> |

保険契約規定（１）新旧対照表

| 現行 | 改定案 | 改定理由等 |
|---|--|---|
| <p>第 1 条（保険契約の締結） 1～3 （略） 4 組合は、保険契約成立の証として保険契約承諾証（組合加入時に発行する「加入承諾証」を含む。以下同じ。）を発行する。</p> <p>5～8 （略）</p> | <p>第 1 条（保険契約の締結） 1～3 （略） 4 組合は、保険契約成立の証として保険契約承諾証（組合加入時に発行する「加入承諾証」を含む。以下同じ。）を、<u>組合員の選択により、書面又は電磁的方法で発行する。</u></p> <p>5～8 （略）</p> | <p>保険契約承諾証及び加入承諾証を、組合員の選択により書面又は電磁的方法のいずれでも発行できる様にする。</p> |
| <p>第 10 条（保険契約の継続） 保険期間の満了に際し、次に掲げる理由により保険契約が終了したものを除き、保険契約承諾証記載事項の変更につき書面による組合への通知がなされなかったときは、保険契約は、翌保険期間へ継続されるものとする。</p> <p>（１）・（２） （略） （３） 第 11 条（保険契約の解約）の規定による保険契約の解約。 （４）・（５） （略）</p> | <p>第 10 条（保険契約の継続） 保険期間の満了に際し、次に掲げる理由により保険契約が終了したものを除き、保険契約承諾証記載事項の変更につき書面による組合への通知がなされなかったときは、保険契約は、翌保険期間へ継続されるものとする。</p> <p>（１）・（２） （略） （３） 第 11 条（保険契約の解約又は<u>解除</u>）の規定による保険契約の解約。 （４）・（５） （略）</p> | <p>第 11 条の条文見出しが 2010 年 2 月 20 日付で変更されたことに伴い変更する。</p> |

保険契約規定（２）新旧対照表

| 現行 | 改定案 | 改定理由等 |
|--|---|---|
| <p>第 1 条（保険契約の締結） 1～5 （略）</p> <p><u>6</u> 保険契約を締結しようとする者は、その船舶につき、ロンドン保険業者協会制定の期間建標準船舶保険約款（衝突損害賠償金てん補条項付）又はこれらと同等以上のてん補範囲を有すると組合が認める保険契約に基づく船舶保険契約を締結しなければならない。ただし、あらかじめ組合の承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p><u>7</u> 加入船舶は、第16条（船級等の保持及び法令の遵守）第1項第1号に規定する船級又は資格を保持し、並びに第17条（堪航性等の確保）第1項及び第2項前段に規定する堪航性を確保していなければならない。</p> <p><u>8</u> 保険契約を締結しようとする者は、保険契約締結後に加入船舶に関する情報が国際航海を円滑に行うにあたり必要なものだけに限り組合より外部に開示されることに同意するものとする。</p> | <p>第 1 条（保険契約の締結） 1～5 （略）</p> <p><u>6</u> <u>組合は、組合員の請求により保険契約承諾証に適用する保険料率、保険料、払込方法、期限及び場所の記載又は記録を省略した場合、組合員の請求によりそれらを記載した保険料明細書を書面又は電磁的方法で発行する。</u></p> <p><u>7</u> 保険契約を締結しようとする者は、その船舶につき、ロンドン保険業者協会制定の期間建標準船舶保険約款（衝突損害賠償金てん補条項付）又はこれらと同等以上のてん補範囲を有すると組合が認める保険契約に基づく船舶保険契約を締結しなければならない。ただし、あらかじめ組合の承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p><u>8</u> 加入船舶は、第16条（船級等の保持及び法令の遵守）第1項第1号に規定する船級又は資格を保持し、並びに第17条（堪航性等の確保）第1項及び第2項前段に規定する堪航性を確保していなければならない。</p> <p><u>9</u> 保険契約を締結しようとする者は、保険契約締結後に加入船舶に関する情報が国際航海を円滑に行うにあたり必要なものだけに限り組合より外部に開示されることに同意するものとする。</p> | <p>組合員の請求により保険契約承諾証に適用する保険料率、保険料、払込方法、期限及び場所の記載又は記録を省略した場合には、組合員の請求によりそれらを記載した保険料明細書を、組合員の選択により書面又は電磁的方法のいずれでも発行できるようにする。</p> <p>第 6 項の新設に伴い、現行第 6 項から第 8 項をそれぞれ順次繰り下げ、第 7 項から第 9 項とする。</p> |